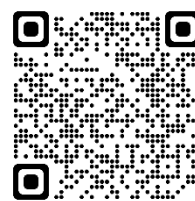


外国人材が安心して働ける「わかやま企業」助成事業補助金

- 申請要領 -

＜受付期間＞ 令和6年（2024年）4月1日（月）から
令和6年（2024年）7月15日（月）まで



＜お問合せ先＞

【申請・お問合せ先】 和歌山県 労働政策課

【電話】073-441-2805 【メール】e0606003@pref.wakayama.lg.jp

【受付時間】午前9時から午後5時45分まで。ただし、土、日及び祝日を除く。

令和6年4月

和歌山県

1 補助金の目的

本県の外国人材が「共に働く仲間として活躍できる」環境の形成を図るため、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取り組み等（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものです。その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによります。

2 交付対象者

和歌山県内に事業所を有する事業者であって、この事業所において、外国人材を雇用する予定、又は外国人材を雇用している者

3 対象経費及び交付額

補助率：それぞれの取組について **3分の1**（取組ごとの補助限度額は、以下のとおりです。ただし、補助金の交付額に、1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。）※初めて外国人材を雇用する予定、又は、初めて外国人材を雇用した日から 1 年以内に取組を実施する企業は **2分の1**

取組	補助対象経費	補助限度額
企業内の多言語化に関する取組	就業規則、業務マニュアル、社内掲示物等の多言語化に係る翻訳経費（翻訳ツールによる翻訳を除く。）	5 万円
外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組	インターンシップ・企業見学等一時受入れに係る経費（企業負担の旅費・滞在費等）	5 万円（外国人材の受入れ人数が 5 人以上の場合は、10 万円）
外国人材と地域との交流を図る取組	地域行事への参加に係る経費（企業負担の旅費・参加費等）	5 万円（外国人材の参加者数が 5 人以上の場合は、10 万円）
	地域交流イベント開催に係る経費（会場費、材料費、物品借上費等）	5 万円（他企業も参加するもので、外国人材の参加者数が 5 人以上の場合は、10 万円）
外国人材の日本語能力の向上につながる取組	日本語学習教材購入費	5 万円
	日本語学習会開催に係る経費（講師謝金・交通費、資料準備費、会場費等）	5 万円（他企業も参加するもので、外国人材の参加者数が 5 人以上の場合は、10 万円）
その他本事業の趣旨に即した取組		5 万円（上記を鑑みて、10 万円とする場合あり）

(注1) 特定の個人や団体の利益に供する物品購入費や運営のための人件費、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めない。

(注2) 参加料の徴収や事業の成果物の販売等事業実施に伴い収入の見込みがある場合は、これらの収入を控除した額を補助対象経費とする。

4 不交付となる者 ※2の交付対象者であっても、次のいずれかに該当する者には補助金を交付しません。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者（法人にあつては、その役員を含む。）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (4) 規則第4条の規定による補助金の交付の申請の日又は規則第5条の規定による補助金の交付の決定の日において和歌山県税に滞納がある者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者
- (5) 国や県その他公的支援機関等が行う他の補助事業による補助を重複して受ける者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと知事が認める者

5 申請方法

- (1) **郵送の場合**：下記6の申請書類を封筒に入れ、所定の郵便料金切手を貼付した上、次の提出先に郵送により提出してください。

【提出先】 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県 労働政策課 外国人材が安心して働ける「わかやま企業」助成事業補助金 事務担当者あて

※郵送は、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法により、行ってください。

※封筒の表に、「**申請書在中**」と朱書きしてください。

※令和6年（2024年）7月15日（月）までの消印有効です。

- (2) **メールの場合**：下記6の申請書類を次の提出先にメールにより提出してください。

【提出先】 和歌山県 労働政策課 e0606003@pref.wakayama.lg.jp

※件名は「外国人材が安心して働ける「わかやま企業」助成事業補助金（事業者名）」としてください。

※メール送信後に必ず、和歌山県 労働政策課 073-441-2805 あてに受信確認をしてください。

※令和6年（2024年）7月15日（月）までのメール受信を有効とします。

6 申請書類

下記の書類を、上記5の申請方法により、提出してください。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書（別記第1号様式）
- (3) 誓約書（別記第2号様式）
- (4) 役員名簿（様式任意）
- (5) その他知事が必要と認める書類

※複数の取組を実施する場合、取組ごとに事業計画書（別記第1号様式）を作成してください。

※振込口座のわかる通帳の写しを添えて、和歌山県 労働政策課あてに提出してください。

※申請内容の確認のため、追加の書類の提出を求められることがあります。

振込口座の分かる通帳の写しについて

- 金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようコピーして提出してください。
- 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像の写しを提出してください。同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像の写しを提出してください。
- 画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、補助金の支払いができません。
- 口座名義については、「申請企業名」又は「代表者名義」でないとお支払いができません。
- インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の分かるもの（インターネット画面等の写し等）を貼付してください。



(インターネット画面等の写し等)



7 申請に当たっての留意点

- (1) 提出された書類は返却できません。お手元に申請書の控えとして、必ずコピーを残した上で申請してください。
- (2) 書類の控えへの收受印の押印や返送には対応できません。書類の控えや郵便切手を貼付した返信用封筒は同封しないでください。
- (3) 誓約書は、内容と事実が相違しないことを確認の上、提出してください。

8 補助金の申請から支払まで

申請から支払までの流れは以下のとおりです。



9 交付決定について

申請書類に基づいて補助金の額の算定に誤りがないかどうか等を確認し、**補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者あてに交付決定通知を送付します。交付決定通知を受けた日から事業着手が可能です。**なお、予算の範囲内で補助金を交付することが前提になっていますので、交付決定額が申請額を下回る場合もあります。

10 実績報告について

事業完了後 30 日以内又は補助対象事業の実施年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに以下の書類を郵送又はメールで和歌山県 労働政策課 (e0606003@pref.wakayama.lg.jp) あてに提出してください。

- (1) 外国人材が安心して働ける「わかやま企業」助成事業補助金実績報告書
- (2) 補助事業の内容が確認できる書類の写し及び写真
- (3) 補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
- (4) その他知事が必要と認めるもの

11 補助金額の確定と請求について

実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき**補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知**します。通知を受けた補助事業者は、**補助金交付請求書**を和歌山県 労働政策課あてに提出してください。